水文・水資源学会誌

不適切な投稿の疑いがある場合の対応について（案）

1. 水文・水資源学会誌に掲載された論文等（原著論文、総説、研究ノート、解説の種別A原稿をいう）に対して、不適切な内容を含んでいる疑いがあることを指摘された場合には、編集出版委員会において、問題とされた点の確認を行う。（以下、指摘を受けた論文を「該当論文」と記す。）

2. 1. の結果、指摘された内容が問題のあるレベルであると認められた場合、編集出版委員長は、該当論文の責任著者に対し、書面（配達記録郵便）で、その内容についての見解を求める。

3. 著者より 2. の回答が提出された場合は、その内容を編集出版委員会で確認した上で、次の各号による。
   1) 著者より出された回答により指摘された内容に問題があるとまでは言えないという結論になった場合、その旨を編集出版委員会議事録に明記し、調査を終了する。
   2) 著者が問題を認めた場合には、編集出版委員会と著者で協議のうえ、訂正、取り下げの措置を行う。
   3) 問題とされた内容に関する見解が著者と編集出版委員会との間で異なり、該当論文の取り扱いについて合意が得られなかった場合には、編集出版委員会は、指摘事項、編集出版委員会が確認した事項、著者の回答を添えて、総務委員長にその旨を報告する。

   また、著者より 2. の回答が 30 日を経過しても提出されない場合にも、上記 3) と同様の手続きに移る。

4. 総務委員長は、3. 3) による報告を受けた場合、不適切投稿調査委員会（以下、調査委員会という）を設置する。調査委員会は、総務委員長を主査とし、編集出版委員長、国際誌編集委員長、該当論文の編集担当であった編集出版委員会委員、掲載号の編集責任者、および総務委員長の指名するもの若干名で構成する。調査委員会は、編集出版委員会が 3. までに行った調査の経緯を踏まえ、必要に応じて追加の聞き取り等を行ったうえで、調査結果を理事会に報告する。

5. 理事会は、調査委員会からの報告を受けて、原稿の取り扱いを決定する。理事会が不適切な内容を含むと認めた場合には、該当論文の「削除」措置をとる。なお、理事会が必要と認める場合には、「削除」措置の前にその判定を著者に伝え、「著者の申し出による取り下げ」を促すことができる。

6. 以上の定めのほか、不適切な投稿の疑義が生じた場合の措置は会長が別に定める。

水文・水資源学会誌に掲載された論文の訂正等の取り扱いについて（案）

1. 水文・水資源学会誌に掲載された論文等（種別 A 原稿（原著論文、総説、研究ノート、解説））の訂正、取り下げ等の取り扱いは、この定めによる。（以下、これに該当する論文を「該当論文」と記す。）

2. （訂正）
該当論文に訂正の必要な事項が発生し、訂正内容を公表しなければ読者に重大な不利益を与える可能性があると認められる場合、編集出版委員会（以下、委員会という）は著者の申し出を受けて、該当論文の訂正記事を学会誌に掲載することができる。その場合の原稿種別は「討議・コメント」であり、種別 B 原稿の取り扱い手続きによる。

3. （取り下げ）
著者から理由を付して取り下げの申し出があった場合、委員会の議を経て、取り下げを認めることがある。取り下げが認められた場合、委員会は、学会誌に、該当論文の情報並びに取り下げ理由を付して、取り下げが行われた旨を、「会告」として掲載する。同時に電子ジャーナル版の該当号に掲載されているファイルを削除する（電子ジャーナルの目次欄には取り下げられた旨の記録が残る）。

4. （削除）
理事会は相当の理由がある場合、学会誌に掲載された該当論文を削除することができる。該当論文の削除を決定した場合、理事会は、学会誌に該当論文の情報並びに削除理由を付して、削除措置を行った旨を、「会告」として掲載する。同時に電子ジャーナル版の該当号に掲載されているファイルを削除する（電子ジャーナルの目次欄には削除された旨の記録が残る）。

5. 取下げ、もしくは、削除された該当論文の掲載料・別刷代は返却しない。学会が著者に掲載料・別刷代を請求する以前に該当論文が取下げ、あるいは削除された場合であっても、著者は学会から請求された掲載料・別刷代を支払わなければならない。

以上